

「パートナーシップ構築宣言」

当行は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を越えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入や BCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

a. 企業間の連携

地域におけるネットワークを活用したビジネスマッチング等により、販路拡大・人材確保・業務効率化・事業承継など取引先が抱える様々な経営課題にワンストップで応えるとともに、産学官金連携によるスタートアップ育成や大手企業とのオープンイノベーションを通じて、地域から生まれる新たな技術やサービス、未来の新規事業創出の実現に向けて支援します。

b. IT 実装支援

生産性向上やセキュリティ強化などお取引先の抱える様々な事業課題に対して、ニーズのヒアリングから IT ツールの導入・定着化までをサポートする IT コンサルティングサービスをグループ企業と一体で提供します。

c. 専門人材マッチング

2019 年 6 月から人材紹介業務の取り扱いを開始。同業務を通じて、大企業人材の取引先への還流を促すとともに、取引先の経営課題解決、持続的成長の実現に向けた支援に取り組みます。

d. グリーン化の取組（脱・低炭素化技術の共同開発、省エネ診断に係る助言・支援、生産工程等の脱・低炭素化、グリーン調達 等）

お客様の CO2 排出量の算定、削減目標の設定、具体的な削減支援を通じ、気候変動対策を積極的に支援します。また、環境配慮設備や生産性向上設備導入促進及び補助金申請支援も実施することで、取引先の生産性向上による脱・低炭素化の実現に取り組むとともに、2023 年 9 月から取り扱い開始した「地産地消カーボンオフセット型私募

債」により、地域のカーボンニュートラル実現に貢献します。

e. 健康経営に関する取組（健康経営に係るノウハウの提供、健康増進施策の共同実施等）

2021年8月から、地域の「健康経営」の取組みを支援する目的で、「健康宣言」の実施サポートから「健康経営優良法人」認定の取得まで、取引先毎のニーズに応じた支援を開始。あわせて健康経営セミナーや健康経営イベントの共同開催・共同参加をすることで地域のヘルスリテラシーの向上にも取り組みます。

また、発注先・外部委託先については法令や社会規範を遵守するとともに環境・労働安全・健康経営の実施状況等を重視した調達を行うことで、持続可能な社会の実現に貢献します。

f. 人権尊重に関する取組

当行は、人権尊重の取組方針として「名古屋銀行グループ人権方針」を制定・公表し、人権尊重に対する取組みの強化を図っていくことを表明しております。

この人権方針において外部委託先に対しても人権を尊重し、侵害しないことを求めています。また、外部委託先が人権に対して負の影響を与えていた場合には、外部委託先に対して適切な対応をとるよう働きかけていく等、環境・社会の課題解決に向けて真摯に取り組むことで、持続可能な社会の実現に貢献します。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも 年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

② 手形などの支払条件

下請代金は、下請業者との取引において適正な支払期日までに現金で支払います。

③ 知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等にはできる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他

当行は、「地域社会の繁栄に奉仕する」社是のもと取引先をはじめとしたステークホルダーの皆さまと公正・対等なパートナーシップを通じ地域経済・地域社会の更なる活性化に向けて取り組みます。

また、当行は本宣言の趣旨に賛同するとともに、取引先にも「パートナーシップ構築宣言」の策定を働きかけ、取引先と一緒にになって会社の発展、家族の幸せにつながる未来を創る「未来創造業」の実践に向け行員一丸となって取り組みます。

2021年7月7日

(2022年8月8日更新)

(2023年10月6日更新)

(2024年5月22日更新)

株式会社名古屋銀行 取締役頭取 藤原 一朗